

○さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業実施要綱

平成17年3月31日

告示第299号

改正 平成18年3月31日告示第319号

平成24年3月2日告示第294号

令和2年3月31日告示第549号

令和3年3月31日告示第571号

令和4年3月31日告示第518号

さいたま市重度要介護高齢者等訪問理容サービス事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、外出が困難である高齢者に対し、訪問理容又は訪問美容をすることにより、衛生管理を行うとともに、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（一部改正〔平成24年告示294号〕）

（対象者）

第2条 さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業（以下「事業」という。）の対象者は、市内に居住する65歳以上の者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 理容店又は美容店に行くことが心身の状態を考慮して市長が別に定める基準に照らして困難であると認められること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により市が行う介護保険の被保険者であること。
- (3) 要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかであること。
- (4) 介護保険料を滞納していないこと。
- (5) 介護保険施設（介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設（同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）又は介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。）に入所し、又は入院していないこと。

(6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所に入院していないこと。

（一部改正〔令和4年告示518号〕）

（事業の実施）

第3条 事業は、次条第2項の規定により事業の実施の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の住居（介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居を含む。）又は利用者の入所する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホームにおいて実施するものとする。

2 利用者は、事業を利用するときは、その家族又は介護者の立会いの下に訪問理容又は訪問美容を受けるものとする。

3 事業の実施に要する費用は、市が負担するものとし、その額は、訪問理容又は訪問美容1回につき4,700円とする。

（追加〔平成24年告示294号〕、一部改正〔令和2年告示549号〕）

（申請及び決定）

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、さいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱（平成13年さいたま市告示第27号）に規定する高齢者福祉総合申請書を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、事業の実施の可否を決定し、重度要介護高齢者訪問理・美容サービス実施可否決定通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成18年告示319号・24年294号〕）

（利用回数）

第5条 事業を利用できる回数は、1人につき年4回以内とする。

2 市長は、事業の実施を決定したときは、利用者に対し、訪問理・美容券（以下「理・美容券」という。）を交付するものとする。

3 理・美容券は、3月ごとに1枚の割合で交付するものとする。

4 理・美容券は、交付を受けた年度内であればいつでも利用することができるものとする。

5 利用者は、訪問理容又は訪問美容を受けようとするときは、第8条に規定する事業者に理・美容券を提出しなければならない。

(一部改正〔平成24年告示294号〕)

(譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、理・美容券を他の者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一部改正〔平成24年告示294号〕)

(届出)

第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 事業の利用を辞退するとき。

(登録の資格)

第8条 訪問理容又は訪問美容を行うことができる者(以下「事業者」という。)は、次の各号に掲げる者で、当該各号に掲げる免許を有し、市の登録を受けたものとする。

- (1) 訪問理容を行う者 理容師法(昭和22年法律第234号)に規定する理容師免許
- (2) 訪問美容を行う者 美容師法(昭和32年法律第163号)に規定する美容師免許
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に認めた者

(登録の申請)

第9条 前条の規定による登録を受けようとする者(以下「事業申請者」という。)は、訪問理・美容業務事業者登録(新規・更新)申請書(様式第2号)により市長に申請するものとする。

(登録の通知等)

第10条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、登録するか否かを決定し、その旨を訪問理・美容業務事業者登録決定・却下通知書(様式第3号)により事業申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により登録を受けた事業者の登録の期間は、当該登録を受けた年度を初年度として3年度までとする。ただし、追加で登録を受けた事業者の登録の期間は、既に登録を受けている事業者(追加で登録を受けた事業者を除く。)の登録の期間の残余期間とする。

(登録の取消し)

第11条 事業者は、登録の取消しを受けようとするときは、訪問理・美容業務事業者登録取消申出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合のほか、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取消することができる。

(1) 第8条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 不正行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が事業者として不相当と認めるとき。

(登録事項の変更)

第12条 事業者は、訪問理・美容業務事業者登録（新規・更新）申請書の記載事項に変更又は追加が生じたときは、訪問理・美容業務事業者登録事項変更・追加届出書（様式第5号）により、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(登録の更新)

第13条 登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間の満了の日の60日前から当該有効期間の満了の日の30日前までの間に、訪問理・美容業務事業者登録（新規・更新）申請書により市長に申請するものとする。

2 第10条の規定は、前項の申請に対する通知等について準用する。

(料金の請求)

第14条 事業者は、第3条第3項の規定により市が負担すべき費用を請求しようとするときは、訪問理容又は訪問美容を実施した日の属する月ごとに集計し、翌月10日までに訪問理・美容実施内訳書（様式第6号）に理・美容券を添えて、市長に請求するものとする。

(一部改正〔平成24年告示294号〕)

(料金の支払)

第15条 市長は、前条の規定による料金の請求があったときは、その内容を照合して支払の額を確定し、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第319号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月2日告示第294号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正は、公布の

日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第549号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第571号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月31日告示第518号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。